

藤井 賢二

平和条約と竹島の処遇



ふじい けんじ 島根県竹島問題研究顧問。日本安全保障戦略研究所研究員。最新稿「新資料から検討する『SCAPIN-677』」を島根県のWeb竹島問題研究所に掲載。

1952年1月18日、韓国政府は李承晩ライン宣言を発し、朝鮮半島をとりまく広い海域に漁業管轄権（漁業を沿岸国のみが管轄できる権利）と主権を持つと主張した。日本政府は1月28日にこの宣言に抗議し、この海域の東端に竹島があったため竹島問題が発生した。

よって平和条約の文言は領有権を日本に残したように見える。おそらく、これは総司令部や連合国と関係なしに、日韓間の交渉の議題とすることが適切だろう」

張は古く正当と思われる」と述べて修正を国務省に求めた人物だった。

彼の意見を受け入れた平和条約草案が作られたことや、51年夏に米国が竹島は日本領であるとして韓国の竹島要求を拒否したこと（ラスク書簡）。こうした経緯を彼は知らなかったことがこの報告でわかる。にもかかわらず、竹島は平和条約で日本領に残されたとは彼は考えていた。

当時日本を統治していたGHQ/SCAP（連合国軍最高司令官総司令部、略称・総司令部）のシーボルド外交局長（米国駐日大使にあたる米国駐日政治顧問を兼ねていた）が1月29日付で米国国務省に送った報告を、最近見つけた。

たが、この指令が日本の領土の最終決定ではないことはSCAPIN677号自体に書かれていた。日本の領土を最終決定したのは、51年のサンフランシスコ平和条約だった。注目す

韓国には、シーボルドを利用した日本の執拗なロビー活動によって、本来韓国の領土が日本領に歪められそうになったという誤解と非難がある。しかし、そ

そのパートIで彼は、前日の日本政府の抗議文を紹介した。「日本海にある竹島（別名リアンコートロックスとして知られる）の名で知られる島」という日本政府の説明について、「独島」（竹島のこと）や「東海」（日本海のこと）といった、現在韓国が固執する呼称で説明を補うようなことはしていない。

SCAPINとは1946年1月に総司令部が出した指令（SCAPIN677号）のことである。それは竹島を、濟州島や鬱陵島とともに、日本の行政区域から外すものだった。

たが、この指令が日本の領土の最終決定ではないことはSCAPIN677号自体に書かれていた。日本の領土を最終決定したのは、51年のサンフランシスコ平和条約だった。注目す

新資料から浮かび上がる事実

べきは、「除外したことによって（by exclusion）平和条約の文言は領有権を日本に残したように見える」という文言である。「除外」とは、SCAPIN677号の「鬱陵島、竹島、濟州島」という「日本の範囲から除かれる地域」と、平和条約で朝鮮領とされた「濟州島、巨文島及び鬱陵島」を比べると、平和条約では竹島が抜け落ちていいるという意味だろう。

うではない。米国国務省は自らの情報と判断によって平和条約で竹島を日本領に残した。このような事実が浮かび上がる。

なお、シーボルドは竹島問題を日韓間で解決することを望み、米国などは関与を避けるよう勧めた。他国の領土問題への介入によって利益を得ることはないことは一般的なことであり、彼の提言もそのような判断が理由だろう。この報告は米国国立公文書館所蔵の「在日米国大使館領事館・政治顧問部文書」の中にある。国立国会図書館憲政資料室で複写物を閲覧できる（請求記号…FSP0337）。

シーボルドは49年11月に、国務省の平和条約草案では「濟州島、巨文島、鬱陵島、竹島」が朝鮮に属するとされていたのを見て、竹島に対する「日本の領土主張は古く正当と思われる」と述べて修正を国務省に求めた人物だった。

彼の意見を受け入れた平和条約草案が作られたことや、51年夏に米国が竹島は日本領であるとして韓国の竹島要求を拒否したこと（ラスク書簡）。こうした経緯を彼は知らなかったことがこの報告でわかる。にもかかわらず、竹島は平和条約で日本領に残されたとは彼は考えていた。

SCAPINとは1946年1月に総司令部が出した指令（SCAPIN677号）のことである。それは竹島を、濟州島や鬱陵島とともに、日本の行政区域から外すものだった。

たが、この指令が日本の領土の最終決定ではないことはSCAPIN677号自体に書かれていた。日本の領土を最終決定したのは、51年のサンフランシスコ平和条約だった。注目す